

優和の“相続”かわら版

「認知している子供が二人もいた」

—青天の霹靂 争続か?—

私たち兄妹二人は両親のもと、ごく普通の家庭に育ち、現在はそれぞれ結婚して家族にも恵まれ独立した生活をしています。両親も元気で二人で暮らしています。

そろそろ相続のことについて相談が有るということで 88 歳の父から連絡がありました。

父は出版物全般を取り扱う卸会社の共同経営者をしていました。

仕事柄いつも電車の始発に間に合うように配送管理をするため朝早くから出勤している真面目な父です。

何と認知した子供が二人いる、と言うのです。50 年以上も内緒にしていたのです。

二人には家もそれぞれ買い与え、自分に万が一のことが有っても絶対本宅には迷惑かけないように言っているから心配しないように、とのことでした。

まさに青天の霹靂（へきれき）です。

兄夫婦と共に主人の知人の税理士に相談しました。

今までとっても仲の良かった兄弟でさえ相続をきっかけに仲たがいするケースが増えている今日この頃ですからと、まず相続財産の全容を把握することにしました。

父は本宅と別宅の子供たちに不平等にならないように配慮してくれていたのです。

90 歳で父は他界しましたので、父から知らされていた連絡先に葬儀の案内を通知し、別宅の兄弟と共に父を見送りました。

父が生前話していた通り別宅の子供二人は全く口を出さず、つつがなく遺産分割をし、相続税申告書を提出することができました。

私たちは父が仕事のためにだけ早朝から出勤していると思っておりましたが、実は認知している子供たちが起きる前に別宅に着き、家族一緒に朝食をとり、子どもたちを学校に送り出していたのです。

財産も平等に、また愛情も平等に自分の子供たち全員に分け与えていたのです。

ここまで配慮が行き届いていれば「争続」は減るのでしょうか。